

三重県総合文化センター指定管理者選定委員会の運営等

1. 選定委員会の設置（条例第6条の2第1項）
指定管理を受けようとするものの申請の審査を適正に行うための知事の附属機関。
2. 調査審議事項（条例第6条の2第2項）
 - （1）審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - （2）申請団体から提出された事業計画書等の審査に関する事項
 - （3）その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
3. 委員（条例第6条の2第3項から第6項）
 - （1）委員は、知事が任命する。
 - （2）委員の任期は、任命の日から指定管理者を指定する日までとする。
 - （3）選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
4. 委員長（規則第2条）
 - （1）選定委員会に、委員長を置く。
 - （2）委員長は、委員の互選により定める。
 - （3）委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
 - （4）委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を行う。
5. 会議（規則第3条）
 - （1）会議は、委員長が招集し、その議長となる。
 - （2）会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - （3）会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
 - （4）委員以外の者の出席を求め、または、資料の提出を求めることができる。
6. 委員の責務（規則第5条）
 - （1）委員は、申請団体に対し、指定管理者の選定に関する情報の提供、助言その他の援助を行ってはならない。
 - （2）委員は、次に掲げる場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
 - 一 委員が申請団体と利害関係を有するものと認められる場合
 - 二 申請団体から委員に対し、指定管理者の選定に関する働きかけがあった場合
 - （3）委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
7. 委員の除斥（規則第6条）
委員は、申請団体と利害関係を有するものと認められる場合は、その職務の執行から除斥される。
8. 庶務（規則第7条）
選定委員会の庶務は、生活・文化部において処理する。
9. 委任（規則第8条）
選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。